明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○関税法施行規則の一部を改正する省令（**財務**四七）　二

○医薬品及び医薬部外品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令の一部を改正する省令（**厚生労働**九〇）　六

〔告　示〕

○関税法施行令第四条の十二第五項の規定に基づき、同項に規定する保存の方法を定める件を廃止する件　四

○関税法施行規則の一部を改正する省令（**財務**四七）　二

○医薬品及び医薬部外品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令の一部を改正する省令（**厚生労働**九〇）　六

〔告　示〕

○関税法施行令第四条の十二第五項の規定に基づき、同項に規定する保存の方法を定める件を廃止する件　四

○関税法施行令第八十三条第七項の規定に基づき、同項に規定する保存の方法を定める件の一部を改正する件（**同**一一六）　四

○関税法施行規則第一条の四、第八条、第十条及び第十一条において準用する電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則第三条第五項第六号ニの規定に基づき、同号ニに規定する財務大臣が定めるところを定める件の一部を改正する件（**同**一一七）　四

○関税法施行規則第一条の四、第八条、第十条及び第十一条において準用する電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則第三条第六項の規定に基づき、同項に規定する財務大臣が定める書類を定める件の一部を改正する件（**同**一一八）　四

○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第八十条第二項第三号ロ及びニの規定に基づき厚生労働大臣の指定する医薬品及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第八十条第二項第七号ホの規定に基づき厚生労働大臣の指定する製造管理又は品質管理に特別の注意を要する医薬品の一部を改正する告示（**厚生労働**一八五）　四

○改良すべき踏切道を指定した件（**国土交通**四二二）　五〇

〔**官庁報告**〕

官庁事項

犯罪被害者等基本計画の変更について（国家公安委員会）　五五

海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画の変更の公表について（農林水産省）　五五

太平洋広域漁業調整委員会指示（太平洋広域漁業調整委三八、三九）　六

日本海・九州西広域漁業調整委員会指示（日本海・九州西広域漁業調整委六四～六六）　六

〔**公　告**〕

諸事項

官庁

基本測量関係事項関係　六二

裁判所

破産、免責、再生関係　四

特殊法人等

独立行政法人大学入試センター試験問題作成者、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構車両制限令第三条第一項第三号に定める道路の指定及び同令第十条第一項に定める通行方法、中日本高速道路株式会社工事一部完了、日本中央競馬会令和二事業年度決算等、日本弁護士連合会懲戒処分関係　一三〇

地方公共団体

教育職員免許状失効・取上げ処分関係　一三三

会社その他

会社決算公告　一三四～一三六